福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社 学研ココファン・ナーサリー

ココファン・ナーサリー矢向

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構　認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

① 評価機関
② 施設・事業所情報
③ 理念・基本方針
④ 施設・事業所の特徴的な取組
⑤ 第三者評価受審状況
⑥ 総評
⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果（共通評価）（別紙1A）

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織
Ⅰ-1　理念・基本方針
Ⅰ-2　経営状況の把握
Ⅰ-3　事業計画の策定
Ⅰ-4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ　組織の運営管理
Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ
Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成
Ⅱ-3　運営の透明性の確保
Ⅱ-4　地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの提供
Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス
Ⅲ-2　福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果（内容評価）（別紙2A）

A-1　保育内容
A-1-（1）　全体的な計画の作成
A-1-（2）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
A-1-（3）　健康管理
A-1-（4）　食事

A-2　子育て支援
A-2-（1）　家庭との緊密な連携

A-3　保育の質の向上
A-3-（1）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ココファン・ナーサリー矢向
種別:	認可保育所
代表者氏名:	齋藤　真紀
定員(利用人数):	60名(51名)
所在地:	〒230-0001神奈川県横浜市鶴見区矢向4-22-13
TEL/FAX :	TEL:045-585-1045　FAX:045-584-5041
ホームページ:	https://nursery.cocofump.jp/nursery_school/yakou
開設年月日:	2013年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社学研ココファン・ナーサリー

職員数	常勤/非常勤	常勤:9名　　非常勤:8 名
	専門職員(名称)	保育士:12名
		栄養士:3名　調理員:1名
		看護師:1名

施設状況

保育室:3室、 トイレ:幼児トイレ・多機能トイレ1
調理室:厨房1　事務室:1　職員休憩室1
沐浴室・調乳スペース1　屋上多目的スペース2

③理念・基本方針

保育理念
すべての人がゆたかに生きることを願い 今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します
保育方針
1. 子どもの養護と教育を両輪とした、子ども主体の心と体の育ちの支援
2. 子ども一人ひとりの認知・発達に応じた、個々の発達支援
3. 地域社会のすべての子育て家庭に対する、様々な取り組みによる育児支援
保育目標(目指す子どもの姿)
1. 基本的な生活習慣が確立した子
2. 心も体も自立した子
3. 自律した行動がとれる子
4. 他人に対する思いやりと寛容な気持ちを抱き、援助ができる子

④施設・事業所の特徴的な取組

ココファン・ナーサリーの取り組み
1. 子どもが本来持っている「育ちのチカラ」を伸ばします
2. 子どもの主体的な活動を援助し、子どもの発達を促します
3. 養護と教育の一体化を実践し、家庭と連携します

地域の特色
JR南武線矢向駅または尻手駅より徒歩7分位の住宅地の中にあります。家庭との連携を大切にし、子どもたち一人ひとりの個性に光を当て、子どもたちが本来持っている「育ちのチカラ」を伸ばしていきます。
「育ちのチカラ」を育む取り組みとして、学研の総合絵本を使った読み聞かせや、絵本・図鑑コーナーの設置、絵本の貸し出しなどを通して絵本を身近な生活の中に取り入れています。また学研の幼児教育カリキュラム(もじかずランド)(スポチャン教室)を通して、子どもの興味関心を大切にしながら、子どもの発達や成長に適した活動を行っています。その他、子どもたちと高齢者のふれあい、思いやりの心を育む多世代交流を大切にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日:令和3年7月15日	訪問調査日:令和3年12月20日
	評価結果確定日　:令和4年3月23日	

受審回数(前回の時期)	1回(前回:2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1)子どもの気持ちに寄り添う保育

子どもの発達と発達過程、家庭環境などから生じる一人ひとりの子どもの個人差を充分に把握し、尊重することを大切にしています。「抱っこして」「絵本読んで」「眠いよ」といった子どもの欲求をできる限り受け取め、子どもの気持ちに寄り添った対応をすることを心がけています。ネガティブな言葉や否定的な言葉は使わず、肯定的な言葉遣いで話しかけています。配慮が必要な子どもを基準としたわかりやすい言葉かけをし、日々の保育の中で子どもの今の気持ちが、満たされるよう努めています。

2)保育士間のコミュニケーションとチームワークの良さ

園では、0，1，2歳児クラス、3歳児クラス、4，5歳児クラスの3つの保育室で安全性を確保しながら活動を行っています。活動内容によってはクラスを分けて行いますが、このクラス編成により、子どもたちは日常的に異年齢児の刺激を受けながら、一人ひとりに応じた発達や人間関係が自然に育まれています。保育士も担当クラスだけでなく、異年齢の子どもの様子を観察し、成長過程を学び、活動内容や状況を共有することができています。クラスを超えて子どもを見守り、意見交換を行うことで保育士間の信頼とチームワークの良さが築かれています。保育士は一人ひとりの子どもの特性や活動の様子を把握しており、降園時にはどの保護者にもその日の様子を丁寧に伝えることができています。園では一日一日の子どもの育ちを保護者と共有し、支援することを大切にして保育を行っています。保護者からは、何でも相談しやすく、安心して預けられると高い評価を受けています。

3)素材を生かし、創意工夫した給食提供

栄養士は、給食時に各クラスを見回り、子どもたちの喫食状況や量などをチェックしています。子どもが食べやすく、見た目も大切にした調理法や興味を引き出す工夫に努め、食べてみたい、また食べたいと思える給食づくりに徹しています。添加物を避け、旬の素材の味を天然だしのうま味で引き出すなど、安心・安全で美味しい給食提供をしています。伝統的な行事食も取り入れ、行事にまつわる意味や由来も分かりやすく説明しています。鯉のぼり型のハンバーグやクリスマスツリーに型どった給食は、見た目も楽しめ、子どもたちに大人気です。

◇改善を求められる点

1)事業報告・事業計画は、具体的・段階的な改善策を策定

保育内容に関する職員の自己評価、保護者の行事後のアンケート、及び保育所の自己評価などは定期的に実施し、全体像を把握していますが、それぞれの評価結果から明らかになった課題を段階的に改善していく仕組みが十分ではありません。園全体の課題を明確にし、継続的に見直し、改善を繰り返しながら中長期ビジョンの目標達成に繋がる事業報告・事業計画の策定が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： ココファン・ナーサリー矢向

この度は、第三者評価を受審いたしまして、保育所運営に関わる 様々な点や組織における振り返りをすることができました。第三者評価受審は2回目となりますが、初めての受審経験者が多く、全職員で「第三者評価」に一から取組、「自園の保育」「子ども主体の保育」とは何かを考え、園全体でより質の高い保育を実現するためには何をするべきか意識の向上に努めていきたいと思います。利用者アンケートを通じて頂いた貴重なご意見も真摯に受け止め、保護者の方に心から感謝をし、子どもに対する対応を統一化しに日における保育の質の向上のために職員一人一人の意識向上に努めてまいりたいです。これからも、皆様に安心してご利用いただける、地域に根付いた保育・運営を行ってまいります。

⑧第三者評価結果

（別紙1A）「第三者評価結果（共通評価基準）」、（別紙2A）「第三者評価結果（内容評価基準）」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

（別紙1A）

第三者評価結果（共通評価基準）

＊全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a ・b・c)の
3段階に基づいた評価結果を表示する。
＊評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1　理念・基本方針

Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

【判断基準】

a)法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b)法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c)法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☑ ア　理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
- ☑ イ　理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☑ ウ　基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☑ エ　理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☑ オ　理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☑ カ　理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☑ キ　理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

＜コメント＞

理念や基本方針は、ホームページ、パンフレット、入園のしおりなどに明記しています。法人は職員の入職時に初任者研修を行い、理念、保育方針、保育に関わる職員としての心構えなどについて具体的に説明しています。また、園内研修を定期的に実施し、職員としての行動規範の理解を深めています。保護者には、資料配布、園内掲示、ブログなどを活用し、理念や基本方針に沿った取組について丁寧に説明しています。

Ⅰ-2　経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

【判断基準】

a）事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b）事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c）事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☑ ア　社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☑ イ　地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☑ ウ　子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☑ エ　定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

＜コメント＞

社会福祉事業全体の動向については、法人が一括して具体的に把握し、分析した情報は、毎月開催する「NS（ナーサリー）連絡全体会議」で周知しています。地域の福祉計画については、横浜市のホームページで人口統計情報の確認や鶴見区の園長会に出席し、計画の動向などについて法人エリア担当と協議しています。保育所利用者の推移、利用率の分析などもこのNS連絡会議で確認しています。

第三者評価結果

3	Ⅰ-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b

【判断基準】

a）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。

c）経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☑ ア　経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☑ イ　経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- ☐ ウ　経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☑ エ　経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

＜コメント＞

経営環境やサービス内容について、法人のエリア地区姉妹園で具体的な課題や問題点を定期的に分析し、各園の運営状況を共有しています。協議された内容は、職員会議やミーティングで周知し、必要に応じて資料配布や課題解決に向けた取組を検討しています。職員への周知は更なる工夫が期待されます。

Ⅰ-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1)　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

【判断基準】

a）経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。

b）経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。

c）経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☑ ア　中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- ☑ イ　中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☐ ウ　中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☐ エ　中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

＜コメント＞

理念や基本方針の実現に向けた法人策定の中長期ビジョンがあります。園は法人が定めたフォームに3年の中長期ビジョンとして項目ごとに課題・改善目標を明記し、年度ごとの進状状況欄を設けています。それぞれの進捗状況を評価する仕組みを充実させるために、数値目標や具体的な成果の評価・見直しを事業報告・事業計画で評価を反映させ、中長期ビジョンの目標達成に繋げる体制が望まれます。

第三者評価結果

5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b

【判断基準】

a）単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。

b）単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。

c）単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ☑ ア　単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☑ イ　単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☑ ウ　単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ　単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

＜コメント＞

事業計画は、中長期ビジョンに沿った計画を作成しています。事業報告で明らかになった課題を抽出し、具体的な成果や数値目標の設定、実施、改善に繋がる一連のPDCAサイクルを十分にするために、今後は単年度の報告から次年度の計画に継続的な連携を持たせ、改善を繰り返しながら中長期ビジョンの目標に近づける仕組みづくりが望まれます。

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	Ⅰ-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

【判断基準】

a）事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b）事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。

c）事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ☑ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☑ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☑ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☑ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☑ オ 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

＜コメント＞

指導計画は子どもの成長・発達を見て作成しており、行事計画においては、保護者アンケートの声や運営委員会での結果などを職員会議で検討して作成しています。その一方で園全体の保育の質に関する事業計画には、職員の参画はなく、園長中心に策定しています。策定された事業計画は職員に周知し、重要な課題・項目などについて説明をしています。園では今後、計画期間中の見直しや評価結果を改善に繋げる組織的な仕組みづくりを検討しています。

第三者評価結果

7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b

【判断基準】

a）事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。

b）事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。

c）事業計画を保護者等に周知していない。

- ☑ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- ☑ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ☑ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ☑ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

＜コメント＞

保護者に関連する事業計画は、保護者会や運営委員会で説明しています。議事録は保護者閲覧用にファイルし、保護者は、いつでも確認することができます。また、園だよりや配布物などで計画の内容をわかりやすい説明に配慮していますが、更なる工夫が必要と考えています。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	Ⅰ-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

【判断基準】

a）保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b）保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。

c）保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ☑ ア　組織的にＰＤＣＡサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- ☑ イ　保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ☑ ウ　定められた評価基準にもとづいて、年に１回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- ☑ エ　評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

＜コメント＞

指導計画や保育所としての自己点検・自己評価で明らかになった問題点や課題などを把握し、改善のための対策などを検討・実施しています。しかし、それぞれの評価を定期的に行い、その結果をPDCAサイクルの活用に連携させる仕組みづくりを今後期待します。園は、定期的に受審する第三者評価の結果なども活用し、保育所としての質の向上に繋げていきたいとしています。

第三者評価結果

9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b

【判断基準】

a）評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。

b）評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。

c）評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ☑ ア　評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- ☑ イ　職員間で課題の共有化が図られている。
- ☐ ウ　評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- ☑ エ　評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- ☑ オ　改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

＜コメント＞

保育所としての自己評価は文書化しており、職員会議などで周知しています。保育内容に関連する指導計画や行事計画などの項目については、職員参画で改善や見直しを行っています。園全体の評価や改善は園長とエリア担当で協議し、策定しており、今後は保育所として明らかになった課題の実施計画、見直しなど、園全体の改善策を職員の参画で策定する体制を整えることが期待されます。

評価対象Ⅱ　組織の運営管理

Ⅱ-1　管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1)　管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a

【判断基準】

a）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。

b）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。

c）施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ☑ ア　施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ☑ イ　施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ☑ ウ　施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ☑ エ　平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

＜コメント＞

園長は、法人の方針に沿った園運営を行うことを職員会議や園内の文書で明確にし、周知しています。重要事項説明書やパンフレット、園だよりなどに園の責任者とする園長名を明記しています。職種における業務分担表を文書化し、職員の任務の意識づけと確認をしています。有事における権限委任などの役割分担を明確にしています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

【判断基準】

a）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。

b）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。

c）施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ☑ ア　施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☑ イ　施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☑ ウ　施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☑ エ　施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

＜コメント＞

園長は、利害関係者と適正な関係を保持しています。社内研修や外部の管理職研修などに参加し、責務・業務における法令遵守を学び、理解しています。職員は、社内研修や「eラーニング」で法令遵守について学んでいます。また、具体的な取組として、個人情報やハラスメントは年1回学習し、問題のある具体例などの情報は回覧方式で理解を深めています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a

【判断基準】

a）施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。

b）施設長は、保育の質の向上に意欲をもち､組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c）施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ☑ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☑ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☑ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
- ☑ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☑ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

＜コメント＞

園長は年に2回実施する職員の自己評価や期待役割面談などで、必要な助言や指導を個別に行っています。姉妹園の会議内容などについて職員に周知し、園状況を共有しています。また、必要に応じて意見交換を行い、具体的な改善策に反映しています。職員の教育、研修は、法人の方針に沿って実施しています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b

【判断基準】

a）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。

b）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

c）施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ☑ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ☑ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ☑ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ☑ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

＜コメント＞

人事、労務、財務関連の分析は、法人中心に行われますが、人員配置、職員の働きやすい園環境の整備などは、法人のエリア担当と協議し、法人に報告しています。園運営の主な内容や方針について職員会議で周知しています。園長は一人ひとりのワークライフバランスに配慮した就業環境は、まだ十分ではないと考え、日常的に職員とのコミュニケーションを図り、職員の意見や意向の把握に努めています。

Ⅱ-2　福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b

【判断基準】

a）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。

b）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。

c）保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ☑ ア　必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ☑ イ　保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ☑ ウ　計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☑ エ　法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

＜コメント＞

人材に対する基本的な考え方や人材確保・育成に関する方針は、法人が立てており、園では、法人の方針に沿った人員体制を整えています。法人のホームページには、求める人材、各施設の紹介、福利厚生などを記載した求人情報の紹介があります。法人内外の研修として階層別や専門分野別などの研修の機会を設け、職員のスキルアップを推奨しています。効率的な人材確保や定着までに繋がるためには、まだ十分ではない考え、人材採用には職員の母校や大学、専門学校などへ企業紹介として出向き、説明をしています。

第三者評価結果

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

【判断基準】

a）総合的な人事管理を実施している。

b）総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。

c）総合的な人事管理を実施していない。

- ☑ ア　法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☐ イ　人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☑ ウ　一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☑ エ　職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☑ オ　把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☑ カ　職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

＜コメント＞
法人の期待する人材像は「高いコミュニケーション能力、成功・達成させる信念、責任感」としています。法人としての人事基準が定められており、職員に周知していますが浸透度は高くありません。人事基準にもとづいて、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などを評価し、処遇に反映しています。職員が自ら将来の姿を描けるように、個人面談や本人の自己評価・次年度の意向などを把握し、各職員に必要な研修や希望する研修の機会を設けています。年に1回、職務申告制度により、法人系列の他業種や異動の希望をする事ができます。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a

【判断基準】
a）職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
b）職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
c）職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☑ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☑ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☑ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☑ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☑ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☑ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☑ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☑ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

＜コメント＞
職員の心身の健康状態、就業状況、有給休暇取得状況や時間外労働などの勤怠状況を把握しています。園長は、日頃から職員とコミュニケーションをとり、会話の様子から個人的に相談を行うなど、総合的なメンタルケアに努め、いつでも相談できる職場環境に心掛けています。福利厚生の利用やワークライフバランスに配慮した取組を行い、職員のストレス軽減につなげています。人材や人員体制の具体的な計画は、法人エリア担当と協議して行っています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

【判断基準】
a）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
b）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
c）職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☑ ア　組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☑ イ　個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☑ ウ　職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☑ エ　職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☑ オ　職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞
組織として「期待する人材」を明確にし、期待役割シートや自己評価、職員アンケートなどで職員自身の役割と責任の認識を深め、更なる向上に繋げる育成に努めています。職員一人ひとりの評価結果や意向から目標を設定し、目標に向けた取組を行っています。進捗状況の確認のために中間段階や期末に面談を行い、必要な助言や指導をしますが、まだ十分ではなく、さらに一人ひとりの向上に向けた的確な取組が必要だとしています。

第三者評価結果

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

【判断基準】
a）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
b）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
c）保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☑ ア　保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☑ イ　現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☑ ウ　策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☑ エ　定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☑ オ　定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞
基本方針や計画の中に「期待する人材」を明示し、全職員に周知しています。職員に必要とされる専門技術や資格を明示し、研修や講習を計画的に実施しています。受講後は報告書を提出し、他の職員との共有化と自身の振り返りの場を設けています。法人のグループ会社が研修や教育に関してまとめており、研修内容やカリキュラムの見直しなどを行っています。

第三者評価結果

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a

【判断基準】

a）職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。

b）職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。

c）職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☑ ア　個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☑ イ　新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴが適切に行われている。
- ☑ ウ　階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☑ エ　外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☑ オ　職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

＜コメント＞

職員全員の知識・技術水準・専門資格などの取得状況を把握しています。職員の経験や習熟度に応じてクラス担任、副主任、園長らによるサポートが適切に行われています。階層別、職種別、テーマ別などの研修に参加できる機会を設けています。また、非正規職員にも研修に参加できる機会を設けています。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

【判断基準】

a）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。

b）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。

c）実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☑ ア　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☑ イ　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☑ ウ　専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☑ エ　指導者に対する研修を実施している。
- ☑ オ　実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

＜コメント＞

実習生育成に関する基本姿勢を明文化し、実習生受け入れのマニュアルを整備しています。事前にオリエンテーションを丁寧に行い、実習生の自信に繋がる効果的なプログラムを作成しています。進捗状況を学校側と確認をしながら進めています。2022年の1月・2月に実習生を受け入れる予定があります。受け入れは積極的に行っています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b

【判断基準】

a）保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。

b）保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。

c）保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- ☑ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ☑ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ☑ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☑ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

＜コメント＞

ホームページや園のしおりなど情報媒体に保育所の理念・基本方針、保育内容などを公開していますが、予算、決算情報は、公開していません。保護者用の閲覧ファイルに事業計画・事業報告を公開しています。第三者評価は今年度2回目の受審をしています。苦情・相談については、重要事項説明書に苦情解決の体制、外部に相談できる第三者委員名、苦情解決の手順や結果報告に関して詳しく明記し、園内にも掲示しています。横浜市鶴見区こども家庭支援課や矢向地区センターで行われる区の子育てイベントにおいて、パンフレットや園の情報などを配布しています。

第三者評価結果

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

【判断基準】

a）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b）公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。

c）公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☑ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☑ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☑ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☑ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

＜コメント＞

事務、経理、取引に関するルールや職務分掌と権限・責任は運営規定に定めており、職員に周知しています。定期的に内部監査や外部の専門家による監査支援を実施しています。月末には、法人事務局に園経費を提出し、内容の確認を行っています。監査支援の結果や指摘事項にもとづいた経営改善を行っています。キャリアアップ導入制度により、処遇の見直しなどを改善しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

【判断基準】

a)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。

b)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。

c)子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☑ ア　地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☑ イ　活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☑ ウ　子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☑ エ　保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☑ オ　個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

＜コメント＞

全体的な計画や中期計画に地域との関わりについて基本的な考え方を明記しています。玄関先には、保護者や子どもが活用できる社会資源や地域情報を提供しています。矢向地区センターで行われる区の子育てサロンで、未就学児向けの手遊び、乳児の離乳食相談など、定期的に協働参加していましたが、現在はコロナ禍のため、中止しています。近くの高齢者施設へ幼児たちが定期的に訪問し、敬老の日には、園児作の花束の壁掛けを贈呈していましたが、この取組もコロナ禍のため、現在は縮小し職員が代わりに届けています。コロナの状況が改善したら、再開する予定にしています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

【判断基準】

a)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。

b)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。

c)ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ☑ ア　ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☑ イ　地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☑ ウ　ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☑ エ　ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☑ オ　学校教育への協力を行っている。

＜コメント＞

ボランティア受け入れの基本姿勢を明文化しています。「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」を策定しており、受け入れが確定した場合は、子どもや保護者に周知しています。学校教育の協力として、中学生の職場体験や小学生が作った「影絵」の披露に訪れています。ボランティアの要望があれば、できる限り受け入れをしていますが、コロナ禍のために状況に応じた対応を行っています。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a

【判断基準】

a）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。

b）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。

c）子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ☑ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☑ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☑ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ☑ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☐ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☑ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

＜コメント＞

関係機関や団体の連携は適切に行っています。特に配慮の必要な子どもの関係機関や連絡先、担当者、電話番号などのリストを作成しています。定期的にケース検討会、連絡協議会への参加や関係機関からの訪問により、保育現場の実情を共有しています。家庭での虐待などについては、横浜市鶴見区役所の担当者と定期的に情報交換を行い、必要に応じて適切な助言や指導を受ける体制ができています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a

【判断基準】

a）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。

b）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。

c）地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☑ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☑ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☑ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞
園長は鶴見区の園長連絡会、矢向地区子育てサロン関連の会議や運営委員会出席の民生委員・矢向地区センター職員などの参加により、地域の福祉ニーズや生活課題を把握しています。矢向地区センターで開催の子育てサロンでは、子育ての悩みなどの相談を受けています。現在はコロナ禍のため、積極的な活動は行えませんが、できる事を話しあい、取り組みたいとしています。コロナウイルス感染の状況により、地域向けに絵本の貸し出しなども積極的に行っていきたいとしています。

第三者評価結果

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b

【判断基準】
a）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
b）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
c）把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☑ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☑ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☑ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☑ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☐ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞
世代を超えた地域交流として高齢者施設に訪問し、話をしたり、昔遊びを教えてもらっています。また、敬老の日には、花束の壁掛けを贈っています。現在は、コロナ禍のため、訪問を控えていますが、高齢者施設職員と協議し、コロナ禍での交流を検討しています。今後は、地域住民との共助に繋がる工夫が期待されます。

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1　利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a

【判断基準】
a）子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
b）子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
c）子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ☑ ア　理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☑ イ　子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ☑ ウ　子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ☑ エ　子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☑ オ　子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☑ カ　子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☑ キ　性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☑ ク　子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

＜コメント＞
子どもを尊重した保育についての基本姿勢は、運営ガイドラインの中の「子どもの人権」において明示されています。職員が共通の理解を持つために、副主任は資料を用いて研修を行っています。保育方針の中の「子どもの養護と教育を両輪とした、子ども主体の心と体の育ちを支援する」という姿勢で、年間・月・週と保育計画を立て、子どもの今の状況に応じた保育を心がけています。保護者に対し、食事に関しての文化や思想などを理解し、可能な限り対応を行うことを示しています。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a

【判断基準】
a）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
b）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
c）子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ☑ ア　子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ☑ イ　規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ☑ ウ　一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- ☑ エ　子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

＜コメント＞
運営ガイドラインの中の「子どもの人権」において、子どものプライバシーを守るための規定があり、職員は遵守しています。日常的な保育の中で子どもが恥かしいと思ってしまう言葉や強制する言葉は、使わないように心がけています。職員は法人の研修に参加し、プライバシー保護について理解しています。衝立てを用意しておむつ替えをしたり、着替えをする時はカーテンを引き、他の人に見られないようにするなど子どもの羞恥心に配慮しています。入園時の説明で、園が保護者に対し子どものプライバシーを守ることを伝えています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a

【判断基準】

a)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。

b)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。

c)利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☑ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☑ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☑ ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
- ☑ エ 見学等の希望に対応している。
- ☑ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

＜コメント＞

パンフレット、ホームページともに保育理念や保育方針、園の概要をわかりやすく載せています。保育の内容や保育園の特性等を紹介した資料やパンフレットを地域の子育て広場や区役所に提供しています。見学の希望者にはパンフレットを渡し、個別に丁寧な説明をしています。コロナ感染防止対策のため、4、5歳児の教室や廊下、屋上の見学が中心になりますが、できる限り見学者の質問に答えるように努めています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a

【判断基準】

a)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。

b)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。

c)保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ☑ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ☑ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ☑ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ☑ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☑ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

＜コメント＞

入園が決まった子どもの保護者に対して、入園説明会を開催し「ココファン・ナーサリー矢向、生活の手引き(重要事項説明書含む)」を渡しています。外国籍の保護者がわかりやすいよう英文版や振り仮名をふるなど工夫した資料を用いて説明をしています。入園説明会後に保護者の同意を得た上で、その内容を書面で残しています。年2回の個人面談は、保護者の意向を十分に聴き取り、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他の留意事項等をわかりやすく説明しています。

第三者評価結果

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a

【判断基準】

a）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。

b）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。

c）保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☑ ア　保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☑ イ　保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☑ ウ　保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

＜コメント＞

保育所の変更にあたり、転園先保育園と引き継ぎに関して、個人情報保護の観点より積極的には行っていませんが、必要に応じて転園先保育園と連絡を取り合うこともあります。卒園時には、子どもや保護者にいつでも気軽に遊びに来たり、どんな相談にも応じることを口頭で伝えています。また、必要に応じて文書化しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a

【判断基準】

a）利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。

b）利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。

c）利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ☑ ア　日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ☑ イ　保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ☑ ウ　保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ☑ エ　職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ☑ オ　利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☑ カ　分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

＜コメント＞

保護者との個別面談や保護者会において、利用者満足を把握しています。運動会や発表会など行事後には、必ず保護者アンケートを実施しています。職員がアンケートを集計し、法人への報告と職員会議で把握した結果を分析・検討しています。分析、検討の結果、園から保護者への知らせを手紙かインターネットのどちらか選べるよう改善しています。今年度より、行事以外の運営や園全体の満足度に関するアンケートにも取り組んでいます。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b

【判断基準】

a）苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。

b）苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。

c）苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☑ ア　苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- ☑ イ　苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ☑ ウ　苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☑ エ　苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☑ オ　苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☑ カ　苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☑ キ　苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

＜コメント＞

苦情解決の仕組みが確立しており、保護者へは、入園説明会や園の玄関に苦情解決フローチャートを掲示していますが、周知には課題もあります。重要事項説明書にも苦情・要望についての体制と手順を明確に説明しています。苦情・要望は、職員間で周知し改善を図り、保護者会や運営委員会で報告しています。保護者からの苦情には迅速に対応し、「苦情解決結果報告書」を保管しています。苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われています。

第三者評価結果

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。	a

【判断基準】

a）保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。

b）保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。

c）保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ☑ ア　保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- ☑ イ　保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ☑ ウ　相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

＜コメント＞

意見箱は園の玄関に設置し、いつでも意見を言いやすい環境を作っています。登降時には、保護者に気軽に声をかけてもらえるように心がけ、コミュニケーションをとるようにしています。その他に連絡帳、アンケート、電話での相談も受けています。職員室は玄関と隣接していて、園長や保育士と相談しやすいような環境に配慮しています。家庭の状況や子育て相談など保護者から多くの相談を受けています。

第三者評価結果

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a

【判断基準】

a）保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。

b）保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。

c）保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☑ ア　職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☑ イ　意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☑ ウ　相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☑ エ　職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☑ オ　意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☑ カ　対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

＜コメント＞

意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っています。保護者からの相談や意見があった場合には、職員はできる限り迅速な対応を心がけています。その意見は職員間で共有し、保育の質の向上に役立てています。保護者会の中で、気付いた点がある際は、遠慮なく知らせてほしい旨を伝えています。保護者からの相談や意見に関しての対応マニュアルは、法人が定期的に見直しを行っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a

【判断基準】

a）リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。

b）リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。

c）リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ☑ ア　リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ☑ イ　事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ☑ ウ　子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ☑ エ　収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ☑ オ　職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ☑ カ　事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

＜コメント＞
リスクマネジメントに関する職員の意識は高く、体制を整備しています。首から上のけがは、基本的に受診するようにしています。事故発生時の手順は、保護者に連絡して受診するかどうか確認し、職員が病院に連れて行くという手順を明確にし、周知しています。職員は運営ガイドラインの事故対応マニュアルを参考にして園内研修を行い、法人が定期的に見直しを行っています。週に1回、各クラスごとに事故防止チェックリストをもとに遊具や玩具、環境の安全点検を行い事故防止につなげています。

第三者評価結果

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a

【判断基準】
a）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
b）感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
c）感染症の予防策が講じられていない。

- ☑ ア　感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- ☑ イ　感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ☑ ウ　担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ☑ エ　感染症の予防策が適切に講じられている。
- ☑ オ　感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ☑ カ　感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ☑ キ　保護者への情報提供が適切になされている。

＜コメント＞
感染症の予防策として、運営ガイドラインの感染症マニュアルをもとに園内研修を行い、周知徹底しています。コロナ感染防止のため、看護師を中心に入念な手洗いとうがいを指導しています。手洗い場に洗い方のポスターを掲示し、ペーパータオルを置いて衛生に配慮しています。月末は、感染予防チェック表で感染症の予防対策を確認しています。毎日、廊下や手すり、玩具を消毒しています。月に1回保健だよりを発行し、保護者へ情報提供をしています。

第三者評価結果

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a

【判断基準】
a）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
b）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
c）地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

☑ ア　災害時の対応体制が決められている。

☑ イ　立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。

☑ ウ　子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

☑ エ　食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

☑ オ　防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

＜コメント＞
災害時のマニュアルがあり、災害時の対応体制が決められています。子どもたちの安全の確保に力を入れ、月に一回、避難訓練計画をもとに様々な災害を想定した訓練を実施しています。大雨による浸水を想定した訓練も行っています。保護者に対して防災伝言ダイヤル体験を行っています。保護者に配布している「生活の手引き」には、保育時間内非常事態について第一避難場所と広域避難場所が明記されています。備蓄リストを作成し、備蓄を整備しています。職員は防災点検業者の指導の下、消火器訓練を行っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a

【判断基準】
a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

☑ ア　標準的な実施方法が適切に文書化されている。

☑ イ　標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

☑ ウ　標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

☑ エ　標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

☑ オ　標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

＜コメント＞
運営ガイドラインの「保育の手引き」に標準的な保育の実施方法を文書化しています。職員は、研修の中で「保育の手引き」の読み合わせを行っています。保育の実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮、業務手順など保育全般にわたって理解しています。各クラスの日誌、週案、月案、個人記録を振り返り、標準的な実施方法にもとづいて保育が行われているか確認しています。それぞれの子どもの個別性に対応し、臨機応変に保育内容や時間を変更しています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a

【判断基準】

a）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。

b）標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。

c）標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☑ ア　保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☑ イ　保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ☑ ウ　検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☑ エ　検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

＜コメント＞
保育の標準的な実施方法を明記した「保育の手引き」は、法人が主体となり、同法人内の園長たちの意見を集めて見直しをしています。検証・見直しにあたり、全体的な計画・年間指導計画・月間指導計画などの内容が必要に応じて反映されています。毎月の職員会議の場で、月間指導計画のねらいや反省を話し合い、保育の質の向上を目指しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a

【判断基準】

a）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。

b）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。

c）アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☑ ア　指導計画作成の責任者を設置している。
- ☑ イ　アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☑ ウ　さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☑ エ　全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☑ オ　子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☑ カ　計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☑ キ　指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☑ ク　支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

＜コメント＞
アンケート、保護者会、個人面談、連絡帳や送迎時の会話の中から保護者のニーズや意向を把握しています。年2回の個人面談は、担任保育士だけでなく、必要な場合には栄養士も参加して、子どもの身体状況や生活状況の聞き取りをしています。園や地域の状況を踏まえた全体的な計画にもとづき指導計画を作成しています。指導計画をもとにした保育を実践し、振り返りや反省を行う仕組みが構築され、機能しています。配慮が必要な子どもの対応については、個別ケース事案として職員間での検討や横浜市東部地域療育センターと連携を取るなど適切な保育の提供を行っています。園は、一人ひとりの子どもの心身の状況や家庭環境を捉えていくことに今後も力を入れて取り組んでいきたいとしています。

第三者評価結果

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a

【判断基準】
a）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
b）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
c）指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

- ☑ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☑ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☑ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☑ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☑ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

＜コメント＞
各クラスの職員は、指導計画の反省と評価をし、職員会議で報告しています。また、次の指導計画を発表しお互いに意見を出し合い保育の質の向上につなげています。年間指導計画は4期に分け、期ごとに評価と反省をしながら月案、週案を立てており、必要があれば見直しています。全ての指導計画を園長と副主任で確認しています。指導計画を変更する場合、お便りや玄関の掲示板に周知し、送迎時に保護者に口頭でも伝えるようにしています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a

【判断基準】
a）子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
b）子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
c）子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☑ ア　子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☑ イ　個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☑ ウ　記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☑ エ　保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☑ オ　情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☑ カ　コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

＜コメント＞
子どもの発達状況や生活状況等は、園が定めた統一シートに記録しています。子どもの発達に関する経過記録は、0、1歳児は毎月、2歳児以降は年4回、健康や人間関係など30以上の発達過程に関する項目を詳しく記載しています。経過記録は、指導計画と連動し、系統的に保育活動が展開されています。記録内容や書き方を園長が確認し、職員に指導しています。記録ファイルを通じて、職員会議や毎日のミーティングの場で職員が共有し、周知しています。

第三者評価結果

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

【判断基準】
a）子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
b）子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
c）子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☑ ア　個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☑ イ　個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☑ ウ　記録管理の責任者が設置されている。
- ☑ エ　記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☑ オ　職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☑ カ　個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

＜コメント＞
運営ガイドラインの中の「個人情報保護方針」により、子どもの記録の保管、個人データの安全管理、個人情報に関する組織の体制などを定めています。入園時に、保護者に対し個人情報の取り扱いについて説明し、「生活の手引き」に明記しています。個人情報に関する同意を得た上で、園での子どもの様子をブログで公開しており、保護者全員にIDとパスワードを伝えています。

（別紙2A）

第三者評価結果（内容評価基準）

A－1　保育内容

A－1－（1）全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A－1－(1)-①　保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

【判断基準】

a）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。

b）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。

c）全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ☑ ア　全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- ☑ イ　全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ☑ ウ　全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- ☑ エ　全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- ☑ オ　全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

＜コメント＞

保育理念、保育方針、保育目標は、法人共通の内容となっています。「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」という理念をもとに園独自の目標を定め、毎年職員の意見を聞きながら全体的な計画をまとめています。園長を中心に保育に関わる職員全員で年度末に見直し、次の作成に活かしています。教育・養護・食育に関する項目は年齢別に計画を設定し、異年齢交流、長時間保育、健康支援、障害のある子どもへの配慮について考慮して作成しています。児童福祉法、子ども子育て支援法、その他関係法令を順守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿った乳幼児に必要な保育・教育を提供しています。

A－1－（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A－1－(2)-①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

【判断基準】

a）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

b）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。

c）生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☑ ア　室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☑ イ　保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☑ ウ　家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☑ エ　一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☑ オ　食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☑ カ　手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

＜コメント＞

生活にふさわしい場として子どもが居心地良く過ごせるように、清潔と整理整頓を心がけています。感染症対策のため、毎日、教室や廊下などの消毒を行っています。厚生労働省既定の温度、湿度を基準とし、換気に気を付け適切な環境の保持に努めています。子どもたちの午睡に使う布団は、定期的に乾燥しています。建物の構造上、子どもがくつろいだり、落ち着ける場所を確保することは難しいですが、ゆったりできるようなコーナーを設定するなど工夫をしています。手洗い場に洗い方のポスターを掲示し、ペーパータオルを置いて衛生に配慮しています。トイレは明るく、清潔で、ドアがあり、排泄に関する子どものプライバシーが守れる環境を整えています。

第三者評価結果

A3	A－1－(2)－②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a

【判断基準】

a）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。

c）一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☑ ア　子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☑ イ　子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☑ ウ　自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☑ エ　子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☑ オ　子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☑ カ　せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

＜コメント＞

子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を充分に把握し、尊重することを大切にしています。「抱っこして」「絵本読んで」「眠いよ」といった子どもの欲求をできる限り受けとめ、子どもの気持ちに寄り添った対応をするよう心がけています。ネガティブな言葉や「ダメ」という言葉は使用せず、肯定的な言葉遣いで話しかけています。配慮が必要な子どもを基準としたわかりやすい言葉かけをし、日々の保育の中で子どもの気持ちが満たされるよう努めています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように子どもの思いに耳を傾け、子どもの気持ちを汲み取っています。

第三者評価結果

A4	A－１－（２）－③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a

【判断基準】

a）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。

c）子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☑ イ　基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☑ ウ　基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☑ エ　一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☑ オ　基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

＜コメント＞

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣が身に付けられるよう配慮しています。手洗い場には、手洗いの仕方を伝えるポスターを掲示しています。トイレの入口の床にスリッパの絵を貼り、トイレから出た時にスリッパが揃えられるよう工夫しています。生活習慣を身に付けることの大切さについて、子どもが理解できるようにわかりやすく絵にして伝えています。着替えや身支度の際は、複数の保育士で対応し、子どものペースで行えるよう見守り、さりげなく援助しています。年齢に応じた声かけをすることによって、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重しています。

第三者評価結果

A5	A－１－（２）－④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

【判断基準】

a）子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b）子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。

c）子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☑ ア　子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☑ イ　子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☑ ウ　遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☑ エ　戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。

☑ オ　生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。

☑ カ　子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

☑ キ　社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。

☑ ク　身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。

☑ ケ　地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。

☑ コ　様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

＜コメント＞

危険なことを除いては、子どもが自ら行っていることを制止せずに見守り、子どもが自主性を発揮できるよう援助しています。天気の良い日は、近所の公園に散歩に出かけたり、短時間でも屋上で体を動かすようにしています。屋上は、三輪車遊び、鬼ごっこ、電車ごっこ、縄跳び、フラフープなどが楽しめる広さがあります。遊びを通して、友だちとの人間関係が育まれ、ルールを身につけていくよう配慮しています。貨物列車を見に行ったり、消防署へ消防車の見学など社会体験が得られる機会を設けています。リズム遊びでは、のびのびと体を動かし、虫や動物、電車などを表現し、豊かな感性を養うことを大切にしています。

第三者評価結果

A6	A－1－（2）－⑤　乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

a）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b）適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

☑ ア　０歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。

☑ イ　０歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。

☑ ウ　子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。

☑ エ　０歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。

☑ オ　０歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。

☑ カ　０歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

＜コメント＞

0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊びの環境を工夫しています。保育室は、異なる年齢の子どもが入れないようにサークルで囲み、乳児が安全に過ごせるよう配慮しています。0歳児が興味と関心を持つことのできる職員手作りの玩具があり、安全で丈夫な作りにしています。子どもの生育歴の違いに留意し、特定の保育士が応答的に関わることによって、子どもが安心するよう努めています。園と家庭が毎日記入する連絡帳を活用し、食事や睡眠、排せつ、園での様子、家庭での様子を伝え合っています。月1回、一人ひとりの子どもの発達に関する経過記録を作成し、発達過程に応じて必要な保育を行っています。

第三者評価結果

A7	Ａ－１－（２）－⑥　1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開される よう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b

【判断基準】

ａ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

ｂ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

ｃ）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- ☑ イ　探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ☑ ウ　子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- ☑ エ　子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☑ オ　保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☑ カ　様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☑ キ　一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

＜コメント＞

子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう指導計画を作成しています。戸外に出た際は、公園で虫を探して楽しんだり、木の葉を集めて自然を感じる機会を頻繁に作っています。食育の一環として、珍しい野菜や果物に触れるなど養護と教育の一体的な保育の取組をしています。0～2歳児、3～5歳児とそれぞれ同じフロアに保育室があるので、異年齢交流を多く取り入れています。送迎時に保護者とコミュニケーションをとることで信頼関係を築き、保育に活かしています。職員は、子どもの自我を受け止めつつ関わっていくことを課題と考え、子ども一人ひとりの状況に合わせた関わりが持てるように努めています。

第三者評価結果

A8	Ａ－１－（２）－⑦　3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

ａ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

ｂ）適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

ｃ）適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☑ ア　３歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ イ　４歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ ウ　５歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☑ エ　子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

＜コメント＞

一日のタイムスケジュールを絵カードにし、可視化することによって子どもたちが理解しやすいよう工夫しています。楽しみながら数の数え方や文字を学ぶ学研独自の「もじかずランド」や礼儀や強い心と体を育てる「スポーツチャンバラ」、当番制でメダカのえさやりなどを保育活動に取り入れています。小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期の生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしています。発表会での劇や合奏では、個性を生かし友だちと協力してひとつのことをやり遂げる活動に取り組める環境を整えています。また、コロナ禍以前は、子どもたちの共同作品を持参して高齢者施設に訪問する機会がありました。

第三者評価結果

A9	A－1－（2）-⑧　障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

a ）障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b ）障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c ）障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☑ ア　建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☑ イ　障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☑ ウ　計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☑ エ　子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☑ オ　保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☑ カ　必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☑ キ　職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☑ ク　保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

＜コメント＞

子どもの発達過程や障害の状態を把握し、障害のある子どもが安心して生活できる環境整備を行っています。エレベーターが設置され2階・屋上の昇降に利用できます。月末には配慮が必要な子どもに個別の指導計画を作成し、園長、栄養士、担任保育士で話し合いを行います。必要に応じて個別対応や一日のタイムスケジュールを絵カードにし、可視化することによって子どもが理解しやすいよう工夫しています。職員は、配慮が必要な子どもと保護者をフォローする研修に参加しています。横浜市東部地域療育センターと連携を取り、専門的な助言を受けて適切な保育の提供を行っています。その内容は、職員間で共有し、保護者にも伝え共通認識を持つよう努めています。

第三者評価結果

A10	A－1－（2）－⑨　それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a

【判断基準】

a）それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b）それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。

c）それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☑ ア　１日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- ☑ イ　家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ☑ ウ　子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- ☑ エ　年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
- ☑ オ　子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- ☑ カ　子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- ☑ キ　担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

一日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性を持った取組をしています。延長保育の子どもに対し在園時間や生活のリズムに配慮して、米飯と汁物などの夕食を提供しています。延長保育の時間帯は、子どもが好きな遊びが好きなようにできるよう玩具を用意し保育士が見守ったり、絵本や紙芝居を読んで一緒に過ごしています。当日の子どもの状況や各クラスの活動についての職員間の引継ぎは、毎日行われる昼ミーティングで情報共有をしています。毎日の連絡帳や送り迎えの際に、保護者に子どもの様子を細かく伝え、家庭との連携が十分に取れるよう配慮しています。

第三者評価結果

A11	A－1－（2）－⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b

【判断基準】

a）小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b）小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。

c）小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ☑ ア　計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☑ イ　子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☑ ウ　保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☑ エ　保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☑ オ　施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

＜コメント＞

日々の保育において、進学に向けた取組をしています。楽しみながら数の数え方や文字を学ぶ学研独自の教材の「もじかずランド」や礼儀や強い心と体を育てるスポーツチャンバラなどを保育に取り入れています。子どもたち一人ひとりの個性を活かし、本来持っている「育ちのチカラ」を伸ばすことを目的としています。今年度の運動会を近隣小学校の体育館で開催し、小学校以降の生活について見通しが持てる機会となりました。個人面談で小学校入学についての説明とアドバイスをしています。コロナ感染防止対策のため、小学校教員と直接的な交流はしていませんが、電話などで連携を図っています。就学に向け、進学先の小学校へ子どもの育ち・発達の状況を記録した保育所児童保育要録を送付しています。小学校との連携、就学を見通した計画にもとづいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。

A－１－（３） 健康管理

第三者評価結果

A12	A－１－（３）-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a

【判断基準】

a ） 子どもの健康管理を適切に行っている。

b ） 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。

c ） 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☑ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☑ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☑ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☑ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☑ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☑ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☑ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☑ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

＜コメント＞

健康管理に関するマニュアル、保健年間計画などに沿って、子どもの健康管理を行っています。朝の受け入れ時間帯に職員は、子どもの視診を行い、子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調悪化の際は、まずは保護者に連絡をしています。また、毎日の昼ミーティングで、保育士は子どもの体調の様子を伝え合い、全職員が子どもの健康状態を把握しています。既往症、予防接種状況、健康診断結果を記載した「健康調査票」を活用し、子ども一人ひとりの健康状態を把握しています。職員は乳幼児突然死症候群に関する知識を習得し、午睡時にはタイマーをかけ、5～10分おきに子どもの呼吸・体勢などについてチェックしています。保護者には、入園前説明会や「生活の手引き」で啓発しています。

第三者評価結果

A13	A－1－(３)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

【判断基準】

a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。

c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ☑ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ☑ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ☑ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

嘱託医による健康診断・歯科健診を年2回実施しており、身長・体重の身体測定は職員が毎月行っています。健康診断には、嘱託医が訪問し、健康の状態を把握しています。嘱託医の協力のもと、歯磨き指導を行っています。健康診断や歯科健診、身体測定の結果を職員で共有し、保健年間計画や指導計画等に反映させ、子どもの心身の健康教育につなげています。健診がある日を事前に保護者にお知らせし、結果を当日に伝えるようにしています。

第三者評価結果

A14	A－1－(３)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a

【判断基準】

a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。

c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☑ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☑ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☑ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☑ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☑ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☑ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

＜コメント＞

アレルギー疾患のある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギーガイドライン」をもとに子どもの状況に応じた対応を行っています。食物アレルギーに関しては、入園面談時に保護者から個別に聞き取り、情報を得ています。医師の指示のもとに完全除去食を提供しています。定期的に保護者面談を行い、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて適切な対応を取っています。提供の際にミスがないように、給食担当、複数の保育士で声をかけ合いチェックしています。保育室では、食事前に他の子どもにアレルギー食について伝え、理解を図る取組を行っています。お盆に名前を貼り、食器の色を変え、専用の台ふきんを使用するなど、事故が起きないよう配慮しています。

A－1－（4）　食事

第三者評価結果

A15	A－1－（4）-①　食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

【判断基準】

a）食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

b）食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。

c）食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☑ ア　食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☑ イ　子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☑ ウ　子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☑ エ　食器の材質や形などに配慮している。
- ☑ オ　個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☑ カ　食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☑ キ　子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☑ ク　子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

＜コメント＞

子どもが楽しく落ち着いて食事がとれる環境づくりに工夫をしています。コロナ感染防止対策のため、個々の席に透明のパーテーションを使用しています。食べやすい形状にしたり、両手のマグカップや小さなスプーンを使用するなど一人ひとりの子どもの発達に合わせた食事の援助を行っています。無理せず、完食の達成感を感じられるよう食器の大きさや量を日々見直しています。栄養士は、保育士と連携し、野菜の栽培や調理実習を行い、食について関心を深めるための取組を行っています。子どもたちからのリクエストを献立に取り入れ、食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助しています。食育新聞を通して、園の食育に関する取組を保護者に伝えています。

第三者評価結果

A16	A－1－（4）－② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a

【判断基準】

a）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

b）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。

c）子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☑ ア　一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☑ イ　子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☑ ウ　残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☑ エ　季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☑ オ　地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☑ カ　調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☑ キ　衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

＜コメント＞

喫食簿があり、各クラス担任が毎食、子どもたちの喫食状況や味付け、量をチェックしています。好き嫌いを把握し、残食が多い献立は、調理方法や味付けを変えるなど栄養士と情報を共有し、次の提供に活かしています。子どもにとって、食べやすい調理法を検討し、日々改善しています。栄養士は、給食の時間に保育室を回り、食事の様子をみて、一人ひとりに声をかけています。添加物を避け、天然だしを使用するなど安全な食事の提供を心がけています。咀嚼の発達を促すため、かみごたえのある根菜類、ヒジキ、昆布を食材として使用するよう努めています。季節の行事に合わせた献立になるよう配慮しています。鯉のぼりの形のハンバーグやクリスマスツリーの形に型どった給食を提供し、子どもたちには好評です。衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづいた衛生管理が適切に行われています。

A－2　子育て支援

A－2－（1）　家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A－2－（1）－① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

【判断基準】

a）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。

c）子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☑ ア　連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☑ イ　保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☑ ウ　様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☑ エ　家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

＜コメント＞

0、1、2歳児までは、毎日の排便、睡眠、食事の様子などの様子を連絡帳や登降園時に伝え、一人ひとりの発達過程を園と家庭で共有し連携をとっています。3歳児以上は、必要に応じた情報を交換しています。個々に必要な伝達がある場合は、連絡帳や口頭で伝えています。園の全体的な活動内容はブログ、玄関先(コロナ禍では玄関先のみ掲示)で周知しています。毎月配布するクラスだよりや懇談会、保育参加などで園の保育方針や保育内容の理解を深め、保護者と共に子どもの成長を育み、共有しています。保護者の相談内容は、必要に応じて記録し、職員間で共有しています。

A－2－(2)　保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A－2－(2)－①　保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a

【判断基準】

a）保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

b）保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。

c）保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☑ ア　日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☑ イ　保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☑ ウ　保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☑ エ　保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☑ オ　相談内容を適切に記録している。
- ☑ カ　相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

＜コメント＞

法人の求める人材像には、高いコミュニケーション能力をあげています。園では、日常的に保育士間のコミュニケーションが円滑に行われており、各職員は、保護者全員を把握し、保護者のどんな相談も対応できる態勢を整えています。相談内容により、担当保育士、栄養士、看護師や園長などが対応しますが、その他、必要に応じて関係機関に連携する態勢も整えています。日常的に保護者の対応をスムーズに行い、安心して子育てがでる支援に努めています。

第三者評価結果

A19	A－２－（２）-②　家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

【判断基準】

ａ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

ｂ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。

ｃ）家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☑ ア　虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☑ イ　虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☑ ウ　虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☑ エ　職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☑ オ　児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☑ カ　虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☑ キ　マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

＜コメント＞

子どもの人権や虐待に関するガイドラインが策定されています。法人のガイドラインに沿ったマニュアルが整備され、日常的に虐待などの兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子を観察し、注意を払っています。職員の理解を深めるために人権侵害における研修や自己評価などを実施し、虐待や人権侵害について継続的な意識付けを行っています。横浜市鶴見区こども家庭支援課、ヨコハマはぴねすぽっと「子ども虐待の防止」や鶴見区児童相談所などとの連携体制を整えています。

A－３　保育の質の向上

A－３－（１）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A20	A－３－（１）-①　保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

【判断基準】

ａ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

ｂ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。

ｃ）保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

- ☑ ア　保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
- ☑ イ　自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ☑ ウ　保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☑ エ　保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☑ オ　保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☑ カ　保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

＜コメント＞

日常的に指導計画に沿った保育実践が行えたかどうかを記録などを通して保育士間で話し合っています。また、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程が、適切であったか総体的な自己評価を定期的に行っています。保育士の自己評価による課題を抽出し、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。今後は更に保育士の自己評価から園全体における具体的で実行可能な改善・反映までのサイクルを構築し、園の質の向上に繋げる仕組みを期待します。

株式会社フィールズ
〒251-0024　藤沢市鵠沼橋1-2-7　藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430　FAX:0466-29-2323